

第 52 号議案

豊後大野市監査委員条例の一部改正について

豊後大野市監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 6 月 11 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

監査委員の定数を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 195 条第 2 項本文の規定に基づく人数としたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市監査委員条例の一部を改正する条例

豊後大野市監査委員条例（平成 17 年豊後大野市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 195 条第 2 項ただし書、」を削る。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

（豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表監査委員の項中

「 識見を有する者 のうちから選任 された委員 」	代表監査委員	月額	140,000 円	を
	その他の委員	月額	130,000 円	

「 識見を有する者のうちから選任され た委員 」	月額	140,000 円	に
-----------------------------------	----	-----------	---

改める。